

次世代育成支援対策に関する行動計画

公益財団法人東京都中小企業振興公社

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法第12条第1項に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日 ～ 平成27年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1：子育て支援に関する制度の周知・徹底を図る。

<対策>

- 平成23年4月～ 子育て支援に関する休暇制度等について、説明会等を通じて社内周知を図る。
- 平成24年4月～ 仕事と家庭の両立を推進するため、ワークライフバランスに関する研修を実施する。

目標2：所定外労働時間の削減についての周知・徹底を図る。

<対策>

- 平成23年4月～ 各部署における所定外労働の実態把握を行う。
- 平成24年4月～ 実態を踏まえ、所定外労働時間の削減について新たな取り組みを検討する。
ノー残業デーには、各所属長が定時退社の呼びかけ等を行い、定時退社の徹底を図る。

目標3：年次有給休暇等の取得促進を図る。

<対策>

- 平成23年4月～ 年次有給休暇の取得状況の調査・把握を行う。
- 平成24年4月～ 掲示板を通じての社内周知及び、管理職に対して社内会議における年次有給休暇取得促進の徹底を図る。